

公益社団法人日本煙火協会

寄附金等取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本煙火協会(以下「この法人」という)が受領する寄附金に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特別寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- (3) 特定寄附金 この法人の会員または会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄附金

2. 本規定による寄附金には、金銭のほかに金銭以外の財産権を含むものとする。

3. この法人は常時寄附金を募ることができる。

(寄附金の使途)

第3条 一般寄附金は、その半額以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。但し、管理費に使用すべき金額について管理費に充てなお残余があるときは、公益目的事業に使用することを可とする。

また、寄附者にはこの規程を示し、了解を得るものとする。

2. 特別寄附金は、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

3. 特定寄附金は、寄附金募集にあたって特定した使途に使用し、一部を適正な募集経費として使用するものとする。この時募集経費は募集総額の20%以下でなければならない。

(受領書等の交付)

第4条 寄附金を受領した時は、受領書を寄附者に送付するものとする。

2. 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附である旨、及びその寄附金額と受領年月日を記載する。

(募金に係る結果の報告)

第5条 この法人は特定寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2. この法人は特定寄附金の支出が完了した時は、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(寄附金の受入制限)

第6条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益認定法第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人に著しい資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第7条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

2. 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成28年6月20日より施行する。